

入札説明書

借入物品名

土木設計積算システム用プリンタ一式

- 入札説明書本文
- 添付図書
 - ・ 別紙 借入物品仕様書
 - ・ 別添 1 土木設計積算システム用プリンタ設置場所一覧
 - ・ 別添 2 性能条件表
 - ・ 別添 3 貸貸借契約書（案）
 - ・ 別添 4 入札参加資格審査申請書作成要領
 - ・ 様式 1 入札参加資格審査申請書
 - ・ 様式 2 機器等明細書
 - ・ 様式 3 性能条件表
 - ・ 様式 4 保守体制表
 - ・ 様式 5 入札（契約）保証金免除申請書
 - ・ 様式 6 入札書
 - ・ 様式 7 委任状
 - ・ 様式 8 見積書

愛媛県

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

土木設計積算システム用プリンタ（2台）の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

土木設計積算システム用プリンター式

（カラープリンタ 2台、搬入、設置、調整、撤去、保守一式）

(3) 借入物品の内容等

別紙借入物品仕様書による

(4) 借入期間

令和7年2月1日から令和12年2月1日まで

(5) 借入場所

別添1「土木設計積算システム用プリンタ設置場所一覧」のとおり

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にはない者であること。
- (5) 国及び地方公共団体等とPC・プリンタ等の事務用機器のレンタル、リースの契約実績があること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (2) 申請書は、(5)イに掲げる場所に直接提出すること。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、令和6年12月13日（金）までに、書面により通知する。

(4) 申請書の作成

- ア 別添4「入札参加資格審査申請書作成要領」に準拠して作成すること。
- イ 別添2「性能条件表」に示す性能条件を満たしていることを示すこと。
- ウ 迅速かつ適切な保守サービスの体制が取れることを示すこと。
- エ 上記アからウの条件を満たさない場合は、入札参加を認めない。

(5) 申請書の受付

ア 受付期間

令和6年12月9日（月）から12月11日（水）までの執務時間中

イ 受付場所

愛媛県土木部土木管理局土木管理課技術企画室企画調整G

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話 089-912-2647

(6) その他

- ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書は返却しない。
- ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和6年12月16日（月）までに3(5)イに掲げる場所に直接提出すること。
- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、令和6年12月18日（水）までに、書面により行う。

5 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別紙の借入物品仕様書、会計規則、特例規則及び契約について知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該借入物品仕様書等について疑義がある場合は、3(5)イに掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、借入物品仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式6による入札書を直接に提出しなければならない。なお、郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、テレックス、テレコピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ア 調達する物品の品目名等
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性

がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。)

- エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭でかつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、借入物品の本体価格のほか、ソフトウェア、搬入、設置、調整、撤去、保守にかかる一切の経費を含めた月額借入金額を見積るものとする。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、借入物品仕様書等に記載の調達に関する諸条件を十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (14) 入札書の提出先及び受領期限
- ア 提出先
6 (1) に掲げる場所
- イ 受領期限
令和 6 年 12 月 16 日 (月) 午前 11 時 00 分

6 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和 6 年 12 月 17 日 (火) 午前 11 時 00 分

県庁第 1 別館 4 階土木管理課内協議スペース

- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、上記以外の者は入室できない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得

ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書(以下「審査結果通知書」という。)又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状(様式7)を提出しなければならない。
- (5) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。再度の入札をするもさらに落札者がないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

7 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができるものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書。
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書。
- (3) 件名又は入札金額のない入札書。
- (4) 入札金額の記載が不明瞭な入札書。
- (5) 入札金額を訂正した入札書。
- (6) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。(入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
- (8) 調達物品等の名称に重大な誤りがある入札書。
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。
- (10) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書。
- (11) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書。
- (12) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書。
- (13) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引

かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
 - ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適当と認められるとき。
- なお、最低の価格で入札をした者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかつた入札者に通知するものとする。
 - (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、愛媛県会計規則、借入物品仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
 - (8) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5日以内に契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することができる。
 - (9) 賃貸借契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (10) 契約者が契約申込書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添3「賃貸借契約書（案）」のとおり

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者又はその代理人は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、所定の手続きに従い、所定の期日までに、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。

(3) 入札保証金及び契約保証金に係る取扱については、会計規則の規定による。

1 1 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、3（5）イに掲げるとおり。
- (3) 本入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を直接提出すること。

ア 提出期間

令和6年12月9日（月）までの執務時間中

イ 提出場所

3（5）イに掲げる場所

- (4) (3) の書面を提出した者に対する回答は、令和6年12月10日（火）までに、書面により行う。

1 2 資格審査に関する事項

- 2（1）の競争入札参加資格審査申請書の提出先並びに2（4）の資格審査に関する事項の紹介先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2156

借入物品仕様書

1 借入物品等

土木設計積算システム用プリンター式
(カラープリンタ2台、搬入、設置、調整、撤去、保守一式)

2 借入期間

5年間（令和7年2月1日から令和12年1月31日）の借入れとする。
なお、翌年度以降の予算金額に減額又は削除があった場合は、契約を途中解除することがある。

3 借入場所

別添1「土木設計積算システム用プリンタ設置場所一覧」のとおり

4 機器の要求性能

(1) 別添2「性能条件表」に示す性能条件を満たしていること。

5 保守体制の要件

(1) 保守サービスの形態

「オンサイト保守サービス」であること。

※オンサイト保守とは、障害連絡を受けた後、速やかに担当の保守要員が現地に入り、問題箇所の確定と回復作業に着手することをいう。

(2) 保守サービスの期間及び対応依頼受付時間帯

借入期間中の平日の午前8時30分から午後5時15分であること。

(3) 保守サービス対象物品

ア ハードウェア製品とする。

イ 但し、回復作業は各種設定等について納入時の状態まで復元すること。

ウ HDD交換時には、旧HDDについては、データを復元できないよう、データ消去ソフト等で消去したうえで持ち帰ること。

エ 回復作業を行った後は、必ず端末の正常性を確認し、担当職員の確認を受けること。

(4) 保守サービス体制

ア 故障受付窓口は、受注者自身とするなど保守サービス体制を一本化することによって、故障受付窓口は1箇所とすること。

イ 担当職員から不具合通報を受けてから3時間以内に、担当職員の指示する場所に到着し、回復作業に着手すること。ただし、担当職員から回復作業着手時間の指示がある場合は、この限りでない。

ウ 回復作業が終了した際は、担当職員まで連絡すること。また、回復見込みが長時間に及ぶ場合は、故障修理に関する作業の進捗情報を、担当職員へ連絡すること。

6 借入費用

(1) 別添3「賃貸借契約書（案）」の内容とし、機器費のほか、機器の搬入、設置、調整、撤去、保守にかかる費用を含めること。

(2) 機器費には、機器を接続し動作させるために必要な、電源ケーブル、ネットワークケーブル等の配線材も含めること。

土木設計積算システム用プリンタ設置場所一覧表

1. 機器

	設置場所	住所	端末機
本 庁	技術企画室	松山市一番町4丁目4-2	
	河川課		
	砂防課		
	港湾海岸課		
	都市計画課		
	都市整備課		
本庁 小計 ①			0
出 先	四国中央土木事務所	四国中央市三島宮川4丁目6-55	
	東予地方局建設部	西条市喜多川796-1	
	今治土木事務所	今治市旭町1丁目4-9	1
	中予地方局建設部	松山市北持田町132	1
	久万高原土木事務所	上浮穴郡久万高原町久万571-1	
	大洲土木事務所	大洲市田口甲425-1	
	八幡浜土木事務所	八幡浜市北浜1丁目3-37	
	西予土木事務所	西予市宇和町卯之町5丁目175-3	
	南予地方局建設部	宇和島市天神町7-1	
	愛南土木事務所	南宇和郡愛南町城辺甲2420	
地方局建設部、土木事務所 小計 ②			2
ダ ム 管 理 事 務 所	黒瀬ダム管理事務所	西条市黒瀬字瓶乙158の6	
	鹿森ダム管理事務所	新居浜市立川町広瀬645の3	
	台ダム管理事務所	今治市大三島町宮浦6367番地	
	玉川ダム管理事務所	今治市玉川町龍岡下丁1-17	
	須賀川ダム管理事務所	宇和島市柿原乙234番地の1	
	山財ダム管理事務所	宇和島市津島町山財4250	
	ダム管理事務所 小計 ③		0
出先 小計 ④=②+③			2
合計 ⑤=①+④			2
機器別計			2

機器性能条件表

カラー複合機

項目	性 能 条 件
コピー機能	
印刷方式	レーザー及びLED+乾式電子写真方式であること
カラー対応	フルカラー
解像度（書き込み）	1,200dpi相当以上
原稿サイズ	シート・ブック共に最大A3～A6R
複写サイズ 用紙サイズ	A3～A5、B4、B5に対応していること
連続複写速度	モノクロ、カラーともに32枚／分（A4横、普通紙）以上であること
給紙方式	トレイを3つ以上装備していること
連続複写枚数	1～999枚
プリンタ機能	
プリントサイズ	A3～A5、B4、B5に対応していること
解像度（書き込み）	コピー機能に準ずること
連続プリント速度	コピー機能に準ずること
対応プロトコル	TCP／IP
対応OS	Windows 10及びWindows 11
インターフェイス	100BASE-TXまたは1000BASE-TX以上を搭載していること USB2.0対応のインターフェイスを装備していること
メモリ容量	1GB以上であること
印刷機能	両面印刷機能があること
スキャナ機能	
形式	カラースキャナ（自動原稿送り機能、両面読込機能）
最大原稿読み取りサイズ	A3
インターフェイス	100BASE-TXまたは1000BASE-TX以上を搭載していること USB2.0対応のインターフェイスを装備していること
対応プロトコル	TCP／IP
出力フォーマット	PDF、TIFF、JPEGに対応していること
スキャナボックス	パスワード認証が可能のこと
その他	
節電機能	節電機能を有していること
操作パネル位置	操作パネルの使用位置を人寸大に合わせること
移動	移動が容易にできること（キャスターを装備していること）
契約方式	使用実績に応じて料金を支払う単価契約は、別途締結しません。 また、保守費用も含めた契約となるため、別途保守契約も締結しません。
保守	保守の対象は、借入物品本体、各種オプションとする。
サイズ	横幅80cm以下 奥行85cm以下

賃貸借契約書(案)

愛媛県（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借に
に関する契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って土木設計積算システム用プリンタ（以下「物品」という。）の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 物品は、別紙1「明細書」のとおりとする。

（物品の納入）

第2条 乙は、物品を令和7年1月31日まで（愛媛県の休日を定める条例（平成元年3月22日条例第3号）第1条に定める日を除く。）の執務時間中に、物品を稼働可能な状態にした上で、土木管理課技術企画室内で仕様確認を受けた後、別紙2「土木設計積算システム用プリンタ設置場所一覧」の場所に納入しなければならない。

2 前項に要する費用は、乙の負担とする。

（契約期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年2月1日から令和12年1月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第4条 物品の賃貸借料は、月額	円（うち消費税及び地方消費税の額
とする。	円）

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が物品を使用できなかったとき、又は乙がこの契約を解除したときの賃貸借料は、日割り計算によって算定する。

3 賃貸借料について、賃貸借期間に1ヶ月に満たない端数日を生じた場合には、日割り計算をするものとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 前項の規定による月額賃貸借料の日割りは、暦日数により行うものとする。

（保守及び点検）

第5条 前条の賃貸借料には、物品の保守に係る費用を含むものとする。保守サービスの形態はオンライン保守サービスとし、保守サービスの時間帯は原則として平日の勤務時間内（午前8時30分～午後5時15分）とする。ただし、特に緊急を要する場合については、この限りではない。

2 保守サービスは、甲から保守対応依頼を受けた後、保守対応できる技術者が3時間以内に現地で対応するものとする。ただし、担当職員から回復作業着手時間の指示がある場合については、この限りではない。

3 乙は、前項の保守を、機器製造メーカーに委託して行うことができるものとする。委託を受けた機器製造メーカーは、甲の承諾を得た場合に限り再委託することができるものとする。

（賃貸借料の支払い）

第6条 乙は、甲の使用した賃貸借料を四半期毎に取りまとめ、当該四半期の翌月10日までに書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを30日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第7条 甲は、前条の支払期限内に賃借料を支払うことができないときは、支払い期限の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額を支払い遅延利息として乙に支払うものとする。

（物品の使用及び管理）

第8条 甲は、物品の使用及び管理については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

（秘密の保持）

第9条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、機器の設置場所に立ち入って得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならないほか、別記「個人情報取扱特記事項」及び愛媛県情報セキュリ

ティポリシーを遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(保険)

第10条 乙は、機器の賃貸借期間中、乙の名義で機器に保険を付さなければならぬ。

2 機器に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

(1) 機器の復元又は修理若しくは同種機器への交換。

(2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する保障

(瑕疵)

第11条 乙は、物品の貸付中であっても、その瑕疵については、随時情報提供を行うとともに、手直し、又は取り替えの義務を負うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、この契約の定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当な金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が自己の責めに帰すべき理由により、物品を滅失又は使用不能（修理不可能）の状態にき損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。

(3) 賃貸借契約開始までに機器利用の見込みがないと認められるとき。

(4) 業務の実施に関し不正の行為があったとき。

(5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

(6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙は、賃借料の10分の1の額を違約金として甲に支払うものとする。

3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

4 甲は、この契約を解除した場合において、既済の業務のうち分割して引渡しを受ける利益がある部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた部分に相当する賃借料を乙に支払うものとする。

5 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第14条 甲は、乙（第3号及び第4号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職

員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)。

2 前条第2項の規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

(その他の甲の解除権)

第15条 甲は、第13条第1項又は前条第1項に定める場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。(賠償の予約)

第17条 乙は、第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、賃借料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。賃貸借契約が満了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第14条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(物品の返還)

第18条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の定めによりこの契約が解除されたときは、物品を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、その限りではない。

2 機器返還時には、ハードディスク内に保存された電子データをデータ消去ソフトにより完全消去するなど、情報漏洩防止のための万全の措置をとること。

3 物品返還時の撤去に関する全ての費用は、乙の負担とする。

(権利の譲渡)

第19条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、この契約上の権利の全部又は一部を第三者に譲渡することができない。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(物品の移動)

第22条 甲は、物品を設置場所から移転する必要が生じたときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(協議)

第23条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項についてはその都度、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印して、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町4丁目4-2
甲 愛 媛 県
知 事 中 村 時 広

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、隨時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関する個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

別紙 1

(機器明細を記載予定)

土木設計積算システム用プリンタ設置場所一覧表

1. 機器

	設置場所	住所	端末機
本 庁	技術企画室	松山市一番町4丁目4-2	
	河川課		
	砂防課		
	港湾海岸課		
	都市計画課		
	都市整備課		
本庁 小計 ①			0
出 先	四国中央土木事務所	四国中央市三島宮川4丁目6-55	
	東予地方局建設部	西条市喜多川796-1	
	今治土木事務所	今治市旭町1丁目4-9	1
	中予地方局建設部	松山市北持田町132	1
	久万高原土木事務所	上浮穴郡久万高原町久万571-1	
	大洲土木事務所	大洲市田口甲425-1	
	八幡浜土木事務所	八幡浜市北浜1丁目3-37	
	西予土木事務所	西予市宇和町卯之町5丁目175-3	
	南予地方局建設部	宇和島市天神町7-1	
	愛南土木事務所	南宇和郡愛南町城辺甲2420	
地方局建設部、土木事務所 小計 ②			2
ダ ム 管 理 事 務 所	黒瀬ダム管理事務所	西条市黒瀬字瓶乙158の6	
	鹿森ダム管理事務所	新居浜市立川町広瀬645の3	
	台ダム管理事務所	今治市大三島町宮浦6367番地	
	玉川ダム管理事務所	今治市玉川町龍岡下丁1-17	
	須賀川ダム管理事務所	宇和島市柿原乙234番地の1	
	山財ダム管理事務所	宇和島市津島町山財4250	
	ダム管理事務所 小計 ③		0
出先 小計 ④=②+③			2
合計 ⑤=①+④			2
機器別計			2